

第1 請求のあった日

平成20年3月18日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28

仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

措置請求書の別紙1～6-7に記載した石巻県税事務所、大崎県税事務所、石巻土木事務所、大崎土木事務所、石巻地方振興事務所、及び大崎地方振興事務所に勤務する仙台市在住の職員の平成18年度における下記旅費支出については、違法又は不当な公金の支出であるので、当該職員に対し、宮城県が当該職員に対してなした下記支出額の返還を求めるなどの損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための制度改正措置等を講ずるよう勧告することを求める。

記

- (1) 通勤手段が、JR等の公共交通機関の職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費・日当）
- (2) 通勤手段が、自家用車の職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費・日当）
- (3) 交通費を辞退している職員について支給された日当

2 請求の原因

(1) 宮城県職員の旅費支給規定

イ 宮城県職員が出張する場合、旅費が支給されることになっている（職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号。以下「旅費条例」という。）第3条第1項）。職員が旅行する場合、旅行命令に基づくことが必要とされ（旅費条例第4条第1項第1号）、旅費は所定の請求手続に従って支給されることになっている（旅費条例第13条）。

ロ 旅費については、鉄道賃、車賃、日当等の種類があり（旅費条例第6条）、日当は県内旅行の場合一日あたり1,300円（全行程を自家用車を利用して移動する場合は650円）と定められている（旅費条例第20条、別表第一）。

ハ なお、旅費条例第41条第1項は、「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とし、旅費規定にかかわらず不当又は通常必要としない

旅費については支給しない旨定めている。

(2) 本件各旅費の支給状況

各地方事務所における平成18年度の旅費二重取り（通勤区間と同じ区間の出張の場合に、通勤手当とは別に出張に際して交通費・日当を支給されていること）は、次のとおりである。

イ 石巻県税事務所

石巻県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計79,558円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金49,230円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金30,328円 となる。

ロ 大崎県税事務所

大崎県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計63,322円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金21,722円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金0円
- ③ 日当のみ（交通費辞退） 金41,600円

ハ 石巻土木事務所

石巻土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計481,188円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金50,270円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金430,918円 となる。

ニ 大崎土木事務所

大崎土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計308,481円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金15,655円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金215,154円
- ③ 日当のみ（交通費辞退） 金77,672円 となる。

ホ 石巻地方振興事務所

a 水産漁港部

水産漁港部に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計176,109円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金72,810円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金103,299円となる。

b 総務部

総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計34,568円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金4,240円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金30,328円 となる。

c 地方振興部

地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 102,553円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金5,940円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金96,613円 となる。

d 農業振興部

農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 102,242円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金0円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金102,242円となる。

e 農業農村整備部

農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 428,223円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金232,190円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金196,033円となる。

f 林業振興部

林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 76,519円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金56,741円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金19,778円 となる。

へ 大崎地方振興事務所

a 大崎家畜保健衛生所

大崎家畜保健衛生所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 156,366円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金24,478円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金112,658円
- ③ 日当のみ(交通費辞退) 金19,230円 となる。

b 総務部

総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 126,173円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金27,890円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金69,683円
- ③ 日当のみ(交通費辞退) 金28,600円 となる。

c 地方振興部

地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 102,377円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金45,007円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金5,370円
- ③ 日当のみ(交通費辞退) 金52,000円 となる。

d 農業振興部

農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、

合計 204,734円である。この内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 93,236 円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 59,498 円
- ③ 日当のみ（交通費辞退） 金 52,000 円 となる。

e 農業農村整備部

農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、  
合計 563,872 円である。これの内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 273,875 円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 97,153 円
- ③ 日当のみ（交通費辞退） 金 192,844 円 となる。

f 美里農業改良普及所

美里農業改良普及所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、  
合計 21,480 円である。これの内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 21,480 円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 0 円 となる。

g 林業振興部

林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、  
合計 112,510 円である。これの内訳は、

- ① 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 43,610 円
- ② 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 0 円
- ③ 日当のみ（交通費辞退） 金 68,900 円 となる。

ト 前記各地方事務所の旅費の二重取りの件数及び額をまとめると、合計 1,416 件、314万275円となる。これは、前記各地方事務所における仙台市への全出張の件数にして約 79.8%、額にして約 86.7%にあたる。

(3) 本件各旅費支給の違法性・不当性

イ 通勤手段が、JR等の公共交通機関の仙台市在住職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性

当該職員の出張形態は、①居住地から出張（直行）、②出張先から帰宅（直帰）、③居住地から出張しそのまま帰宅（直行直帰）の3パターンがある。

しかし、当該職員は、仙台市から各勤務地までの通勤手当の支給を受けており、これとは別に仙台市までの出張の際に旅費を支給することは、旅費の二重支給であり、全く必要のない支給である。にもかかわらず、旅費条例第41条第1項を適用せずに旅費を支給することは、明らかに不当であるとともに、任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。

従って、本件旅費支給は、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。

ロ 通勤手段が、自家用車の仙台市在住職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性

当該職員の出張形態も、①居住地から出張（直行）、②出張先から帰宅（直帰）、③居住地から出張しそのまま帰宅（直行直帰）の3パターンがある。

この出張についても、前記イ同様、旅費支給したことは、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。

#### ハ 日当支給の違法性・不当性

前記イ・ロの場合、公用車を一部利用している場合、及び当該職員が交通費支給を辞退している場合において、いずれも日当が支給されている。

しかし、前記各出張（旅行）は、いずれも通勤手段と同じ交通手段であり、しかも、出勤又は帰宅途上に出張先に立ち寄るとい程度のものである。出張先での滞在時間も、出張目的の多くが「事務打合せ」や「会議」、「用務」であることに鑑みれば、ほとんどが数十分から数時間程度であると思われる。また、そもそも出張自体が当該職員の業務に関するものであると考えられるから、そのような出張に日当を支給すること自体の合理性も疑わしい。

従って、前記各出張に日当を支給する必要性・合理性は乏しく、そのような出張に対して旅費条例第41条第1項を適用せずに日当を支給することは、明らかに不当であるとともに、任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。

よって、本件日当支給は、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。

#### ニ 旅費二重取りに対する一般市民の認識

a 2007年12月9日付け河北新報朝刊には、本件と同様の県職員旅費二重取り問題が発覚した青森県の県民から県職員に対する不信感と批判の声が高まっていること、青森県庁内でも市民感覚とかけ離れた支給に違和感を覚える職員もいることが紹介されている。（事実証明書1）

b 浅野史郎・前宮城県知事も、旅費二重取り問題について、「民間企業から見たら、ちょっと常識から外れていると思われるだろう。」と指摘している。（事実証明書2）

c かかる認識や、旅費二重取り問題が発覚した宮城県を含む東北各県において、旅費支給の基準の見直しを行っている事実を鑑みれば、本件旅費二重支給が不当な公金支出であったことは明らかであり、また、不当な旅費であるにもかかわらず旅費条例第41条第1項を適用しなかった任命権者の裁量権濫用・逸脱も認められる。

従って、一般市民の認識の観点から見ても、本件旅費支給は違法又は不当な公金支出である。

(4) 以上のとおり、県職員に対する旅費の二重支給は違法又は不当な公金支出にあたる。

県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報で青森県職員の出張旅費「二重取り」として報道されたことに端を発する。請求人は、この報道に接し、2007年12月2日に開催された北海道・東北市民オンブズマンネットワークの例会における議論を踏まえて、同月3日に本件で対象としている地方事務所に勤務する仙台市在住職員の出張旅費について情報公開請求を行った。そして開示された4,000枚以上に及ぶ大量の資料を分析した上で、違法又は不当な公金支出であるとした旅費支給について、本件住民監査請求を行うものである。

従って、違法又は不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が存し、本件監査請求は適法である。

#### 第4 請求の受理

請求人は、「平成18年度に6地方事務所が職員に支給した1,416件の旅費は、違法又は不当な公金支出である。」とした上で、「違法又は不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、法第242条第2項ただし書きの正当な理由が存し適法な請求である。」として監査及び措置を請求している。

本件監査請求は、公金の支出に係る監査請求と認められる。公金の支出に係る監査請求については、法第242条第2項の期間制限の適用がある。個別に摘示のあった1,416件の旅行について見ると、146件の旅行については、旅費の支出があった日から1年以内に請求がなされており適法な請求と認められるのでこれを受理する。残り1,270件の旅行については、旅費の支出があった日から1年を経過した後に請求がなされていることから、これについて適法な請求と認められるか、同項ただし書きにいう「正当な理由」が認められるかどうかについて判断する必要がある。

請求人は、「県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報で青森県職員の出張旅費【二重取り】として報道されたことに端を發し、2007年12月2日に開催された北海道・東北市民オンブズマンネットワークの例会における議論を踏まえて、同月3日に本件で対象としている地方事務所に勤務する仙台市在住職員の出張旅費について情報公開請求を行った。そして開示された4,000枚以上に及ぶ大量の資料を分析した上で、住民監査請求を行った。」と述べている。

ところで「正当な理由があるとき」とは、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すとされ、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。（最高裁昭和63年4月22日判決、最高裁平成14年9月12日判決）」とされている。

本件監査請求について見ると、まず、職員の通勤手当及び旅費の支出に関する書類については、個人情報を除き、住民はいつでも開示請求できる状態であったことから、当該行為が秘密裡に行われていたという事実は認められない。

次に、住民が相当の注意力をもって調査したとき、知ることができたかどうかについては、旅費条例等の規程は常に公開されており、制度については知り得る状態にあるものの、通勤手当と旅費という別々の制度を詳細に理解しないと判断できない内容である可能性があるため、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求がなされたかどうかについて検討する。

請求人が述べているとおり、2007年11月14日に青森県職員の旅費二重取り問題が新聞報道され、翌15日には「宮城県も支給か」との見出しで、青森県と同様に出張旅費の「二重取り」があった可能性が強い旨の新聞報道がなされている。このことから、この時期が当該行為を知ることができたと解され、このときから本件監査請求がなされるまでに4ヶ月以上の期間を要している。

また、本件住民監査請求において個別具体的に摘示するために必要な6つの地方事務

所の旅費の支出に関する書類については、大崎及び石巻の地方振興事務所と土木事務所が平成19年12月4日、大崎及び石巻の県税事務所が平成19年12月18日に請求人に対して情報開示がなされており、この時点から起算しても、本件監査請求がなされるまでに3ヶ月以上の期間を要している。

前記最高裁判例等から、相当な期間は2ヶ月程度と判断される。したがって、今回の監査請求は、当該行為を知ることができたときから相当な期間内になされたとは認めることができない。

以上のことから、本件監査請求で個別に摘示のあった1,416件の旅行のうち、当該旅行に係る旅費の支出が平成19年3月18日より前の旅行1,270件(別表第1)に係る部分については、公金の支出があった日から1年を経過しており、かつ、正当な理由も認められない不適法なものであるから、これを却下する。

## 第5 監査の実施

### 1 監査の対象事項

個別に摘示のあった旅行のうち、別表第2の146件の旅行(以下「監査対象旅行」という。)に係る旅費の支出及び当該旅費を受給した職員への通勤手当の支出とした。

### 2 監査対象箇所

総務部人事課並びに大崎県税事務所、石巻県税事務所、大崎地方振興事務所、石巻地方振興事務所、大崎土木事務所及び石巻土木事務所を監査対象箇所とした。

### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成20年4月11日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠(事実証明書3)の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。概要は次のとおりである。

- (1) 栃木県や山形県では、県内出張における日当を廃止し旅行雑費のみの支給としている。このことから、両県では、日当の必要性や妥当性がもはや認められず、その支給は違法又は不当であると判断したものと解される。
- (2) 公金支出に対する民主的コントロールを確保する見地から、制度改善は旅費条例の改正によりなされるべきである。
- (3) 住民監査請求にあたり、相当多数の旅行について見たが、出張の目的や内容が不明なものが多い。復命書がないもの、〇〇用務や事務連絡という表記で内容がわからないもの、こんな用務で出張が必要なのか疑わしいものが、仙台に限った旅行でも2割に及んでいる(事実証明書3)。
- (4) 今回の請求内容には、支出から1年を経過したものが含まれているが、その理由は、4,000枚近くの大量な資料を手分けして分析し、問題のあるものを抽出し違法又は不当な支出を特定したためである。注意力を持つ市民が出来るだけの努力をして特定したことを理解願いたい。

## 第6 監査の結果

### 1 事実関係の確認

書類調査により、次のことを確認した。

#### (1) 旅費の支給状況について

監査対象旅行に係る旅費について、別表第2のとおり支出されていることを確認した。

#### (2) 通勤手当の支給状況について

監査対象旅行に係る旅費を受給した職員について、当該旅行した日の属する月の通勤手当を受給していることを確認した。

#### (3) 旅行命令の記載状況について

事実証明書3で指摘のあったことについて監査対象旅行を確認したところ、旅行命令時の旅行内容欄については、事務所独自で定型化して入力しているところが多く、事務打合せ、事務連絡、会議出席、普及用務、ほ場整備事業用務、畜産振興用務としか表記されておらず、旅費の支出関係書類だけでは、旅行内容や目的が具体的に分からないものが認められた。

### 2 監査対象箇所からの聴き取り

事実確認を踏まえて、監査対象箇所に対して聴き取りを行った結果、概要は次のとおりである。

#### (1) 石巻県税事務所

イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の旅費について、平成18年度は、職員が電車賃等を辞退するという事例はなかった。

ロ 旅費と通勤手当は支給根拠が別であることから、通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間について、旅費を支給することに特に疑問を持たなかった。

ハ 大崎の事務所の通勤手当と旅費の取扱いについての情報はなく、電車賃を辞退するという取扱いがあることすら知らなかった。

ニ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知が出された後、入力の手間と調整部分のチェックにかなりの時間を要するため、事務処理時間は以前に比べ2～3倍くらいになった。

ホ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。

ヘ 復命書については、会議等の場合は必ず作成するよう指導している。人事関係等機密を要するものや事務連絡等軽微なものについては、口頭復命の場合もある。

ト 日当については、旅行に係る経費についての手当として妥当性を欠くものではないと思う。

#### (2) 大崎県税事務所

イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場合については、職員から定期乗車券を利用するため電車賃がかからないという問題提起を受け、大崎合同庁舎内を調査したところ、保健福祉事務所及び土木事務所では、既に交通費辞退の取扱いを実施していた。当事務所でも平成18年5月1日から所内足



並みをそろえ、交通費について職員から辞退の申し出があった場合は、日当のみを支給することとした。

- ロ 辞退の事務処理については、他の事務所が既に実施していたので、特に人事課等に相談はしなかった。
- ハ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知が出された後の事務処理状況については、自家用車通勤者の調整が煩わしい。今年4月から新しいシステムが稼働したが、自家用車通勤者の調整に手処理部分があるため、最大で1件当たり30分の入力時間を要している。
- ニ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。
- ホ 出張の際の復命書については、書類提出等簡易なものは、作成していない。会議等については全て作成している。
- へ 日当については、これまで支給すべきものと考えていた。ただし、県内出張について見直しが必要と思うが、東京出張については当然必要と思う。

### (3) 石巻土木事務所

- イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の旅費について、平成18年度は、職員が電車賃等を辞退するという事例はなかった。
- ロ 通勤定期乗車券を利用した旅行で電車賃の辞退が大崎合同庁舎内の事務所で一般化していたことについて、当事務所では、理由はわからないが、一般化していなかった。旅費と通勤手当はそれぞれの条例に基づき支給されていた。交通費の辞退という取扱いがあること自体知らなかったが、辞退する者としめない者が混在することは、自然ではないと思う。制度をしっかりと整理すべき問題だと思う。
- ハ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、通知のとおり取り扱っている。旅費事務担当者の手間は、以前の3倍くらいになっている。今年4月から新システムが稼働しているが、当所は職員数が多く基礎データの入力追いつかないため、発生源入力（旅行する職員が自分で入力すること。）は5月以降になる予定である。
- ニ 日当については、旅行に係る経費について、個々に算定するのは大変なことであり、定額で支給することには合理性がある。ただし、現在、県庁のみへの旅行は、日当が出なくなったがそれも自然かなと思う。
- ホ カラ出張は、全くない。
- へ 復命書については、どこまで詳しく書くかという問題はあるが、指摘されれば、もう少し詳しく書く必要があるかとも思う。前所長から「ほうれんそう」（報告・連絡・相談）の徹底という指示もあり、会議はもちろんのこと、打ち合わせについても復命書を作成している。指摘のあった12件の復命書のない旅行については、人事担当職員の旅行で、記録できない内容のためである。

### (4) 大崎土木事務所

- イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場合については、平成10年頃から、職員から交通費辞退の申し出があった場合、日当のみの

- 支給とする取扱いをしていた。所内で足並みをそろえて実施したのは、平成17年4月からであり、辞退の申し出は、全て職員の自主的なものであった。
- ロ 辞退の取扱いを実施するに当たり、人事課へは特に相談しなかったようである。
- ハ 辞退することになった理由は、仙台から通勤する職員は、仙台～古川間の新幹線定期乗車券があり、仙台への出張の際には実費が生じないため、予算の節減なども含め、辞退を申し出たようである。
- ニ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、煩雑さは出ているが、旅費担当職員が職員ごとの表を作って対応しており、それ程の煩雑さにはなっていない。
- ホ 復命書については、軽微な内容の場合、口頭による復命もある。内容によっては、復命書に書けないこともある。記載方法については、検討の必要があると思う。
- ヘ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。
- ト 日当については、県庁旅行だけを例にとると1,300円は高いと思う。額については是正した方がよいと思う。

#### (5) 石巻地方振興事務所

- イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の鉄道賃の辞退については、平成18年度に1人だけあった。当時人事課からの指導もあり、通勤手当は給与の一部であり、費用弁償である旅費とは別々のものと考えていた。
- ロ 石巻で辞退の取扱いが広がらなかった理由については、推測であるが、大崎の場合は、新幹線通勤ということで金額が大きいため、受給する職員が違和感を持ったのではないかと思う。職員個々人の辞退とか事務所内の取扱いの問題ではなく、制度を改めるべき問題だと認識している。
- ハ 青森県の問題が報道された後、自家用車通勤者の調整について主管課を通じて問題を提起したが、いろいろ難しい調整があり、人事課で検討中とのことだったので、通知が出るまで待っていたという状況である。
- ニ 二重取りという言葉方については、抵抗がある。県民には詭弁と言われるかもしれないが、決して二重に取っているわけではなく、職員が意図的に受給していたわけでもない。制度にそって受給していたということを、県民にしっかり説明すべきだと思う。
- ホ 定期乗車券を持っていて電車賃をもらうことについては、疑問をいただいた職員もいたと思うが、当時、出納局等指導機関に問い合わせても、別の制度だから問題ないという回答だった。
- ヘ 日当の額については、検討が必要だと思うが、出張の際の携帯電話での連絡や交通費等の経費がかかっていることは現実であり、必要なものだと思う、日当を廃止し、全て職員の負担にするのはおかしい。
- ト カラ出張及び不必要な旅行は、あり得ない。
- チ 復命書については、服務規程どおりに作成している。軽微なものについては、口頭復命で済ます場合もある。内部的には詳しく内容が書かれていなくてもあ・うんの呼吸で理解している。請求人は、「復命書」のみを開示請求しているが、復命書

が無いとしている中には、打ち合わせ記録等をしっかり作成しているものもある。  
リ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、通知のとおり取り扱っている。今年4月から新システムが稼働しているが、自家用車出張の際の調整など手計算部分があり、早くシステム化してもらわないと、庶務担当者が人員削減された現状では、大変な負担になっている。

#### (6) 大崎地方振興事務所

イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場合については、職員から、定期乗車券を使用するため交通費がかからないので、自発的に旅費を辞退したいとの申し出がたびたびあった。大崎合同庁舎内を調べたところ、県税事務所、保健福祉事務所、土木事務所では、職員から旅費の辞退の申し出があった場合日当のみを支給する取扱いを既に実施していたので、当所も部長会議で意思統一を図り、平成18年8月1日から職員本人から辞退の申し出がある場合、日当のみを支給することとした。辞退の意思表示は、各職員が旅行命令票に辞退のゴム印を押印することとした。

ロ 辞退の取扱いについては、先例があり条例や規則違反ではないと思っていた。当時の総括担当次長が人事課に電話相談したと聞いている。

ハ 日当については、旅行雑費的な経費として当然必要なものと思う。額については、もう少し低額でもよいと思う。

ニ 自家用車通勤者の出張については、通勤経路と必ずしも一致せず、出張のほとんどの場合は、通勤距離をオーバーすることになるので、ガソリン代の負担等から定期乗車券の場合とは別と考え、減額はしていなかった。また、職員からの辞退ということもなかった。

ホ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、定期乗車券使用の場合の調整は煩雑でないが、今年1月からの自家用車使用の場合の調整は煩雑で、もっと調整が簡素化できないかと思っている。

今年4月からの新システムについては、2点問題がある。1点目は調整をシステムが自動でしてくれないため面倒であることと、2点目は手処理部分もあり、人の目でチェックしなければならないこと。慣れてくれば、ある程度落ち着くものと思うが、このチェックが大変である。

ヘ カラ出張及び不要不急な出張は無い。そんな予算もない。

ト 復命書については、案件によって口頭復命も認められている。復命書のないものは約3割である。復命書作成のマニュアルは無く、細かく書く必要もない、簡単で意味が通じれば良い。人事案件用務については復命書を作成していない。

#### (7) 総務部人事課

イ 旅費制度について

旅費の性格は、旅行の事実に対して支払われる実費弁償とされ、旅行のための一切の費用を弁償しうるものでなければならないとされている。

旅費の支給方法は、旅費の実費弁償という建前からすれば、証拠資料に基づいて

一切の費用を弁償する証拠方式を採用することが望ましいが、そのためには証拠書類の授受を安易に行い得る社会の仕組みが必要とされ、その建前が満たされない中で証拠方式を採ることは、いたずらに旅行者や旅費支給担当者の業務を増加させることとなり経費の非効率を生じるとされている。

よって、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）をはじめとして、標準的な実費額を支給することにより、業務の簡素化が図られ、人件費を含む経費の節減が利点とされる定額方式が採用されている。

旅費の主な種類としては、鉄道賃、車賃、日当等がある。

鉄道賃・・・鉄道料金

車賃・・・自動車等の陸路に係る経費

日当・・・地域内の移動に要する経費

#### ロ 通勤手当について

通勤手当は、通勤に要する経費を補助することを目的としている趣旨の手当とされていることから、限度額が定められており、限度額を超える場合には自己負担が生じている。

#### ハ 旅費の減額調整の取り組みについて

平成12年に日当の額の見直しを行うなど旅費の実費弁償という性格をより実現するため、これまでも検討を続け取組を進めてきている。

a 平成19年3月30日通知「定期乗車券を所持する職員の旅費の調整等について」

b 平成19年12月26日通知「旅費と通勤手当の調整について」

c 平成20年4月14日通知「旅費（日当）の減額調整について」

ニ 仙台市から新幹線通勤する大崎土木事務所の職員が、平成10年頃から交通費を辞退していたことについて、認識はしていたが、通勤手当と旅費の支給との調整ができるかどうか検討しており、県下一律の取扱いではなく、あくまで職員の自主的判断に委ねていた。当時、他県でも通勤手当と旅費を調整して支給しているところは少なかった。

ホ 県の全ての機関の旅費担当者が参加する平成15年度の会計事務担当者の研修会では出納局とともに、「旅行命令した場合、それに係る旅費は支給しなければならず、通勤手当の支給とは全く関係がない、通勤手当が支給されているからと言って、旅行命令権者が辞退を強制するあるいは旅行命令権者の判断で支給しないといった取扱いはできない。また、通勤手当で補えるのは旅費のうちの交通費部分であり、旅費の辞退があつた場合でも日当を支給する必要がある。」旨指導しており、以降平成18年度まではこの方針で出納局とともに各地方事務所を指導していた。

ヘ 旅費と通勤手当の調整の検討については、さまざまなケースを想定し調整を進めてきた。人事課長通知は、調整のついたものから順次改めることとしたものである。また、新しい旅費システムが今年4月に稼働する予定だったことから、通知の時期が遅れたという事情もある。

ト 民間の企業の取扱いについては、特に調査もしておらず把握していなかった。こ

- れまで、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき国や他県との権衡を図ることで行ってきた。
- チ 平成7年頃のカラ出張が問題となった時、単身赴任者についての宿泊料などが問題となり改正しているが、通勤手当と旅費の調整については、特に問題にはならなかった。
- リ 大崎の各地方事務所で交通費の辞退という取扱いが行われた理由としては、新幹線利用ということもあり、旅費が高額であったことと、県の財政が厳しくなり財政的な面もあったと思う。
- ヌ 大崎に勤務する職員が新幹線通勤の際に通勤手当の不足分を手出ししている額は、大崎県税事務所では8人が年間一人平均で64千円、地方振興事務所では33人が同72千円、土木事務所では4人が同48千円、最大の者で年間18万6千円の手出しとなっている。石巻では、電車通勤者の手出しはないと思う。
- ル 平成17年度頃から交通費の辞退という取扱いが顕在化し、平成19年3月に人事課長通知を出すに至った経緯は、既に調整について検討をしており、辞退の申し合わせをする大崎の地方事務所が増えたことや、他県で調整するところが増えてきたため、より実費弁償に近い形に改めたものである。
- ヲ 今年4月に稼働した旅費の新しいシステムについては、これまで旅費計算の基礎となる起点を県内約330カ所から約4,000カ所に、県外約330カ所を約8,900カ所に増やしたことにより、職員が出張する際、出発地や経路を正確に入力することができ、より実費に近い旅費を計算することができるようになった。事務の煩雑さについては、当初慣れるまでは大変と思うが、慣れれば大丈夫と思う。自家用車出張の際の調整など、一部手処理部分があるが、これからシステムを改善する予定でいる。システムの改善で省力化が図れる点があれば、これからも改善を図っていきたい。
- ワ 旅費の二重取りや裁量権の濫用・逸脱という指摘については、濫用や逸脱があったとは思っていないが、いろいろな問題があることは認識しており、さまざまなケースを想定しながら検討を続けてきた。
- カ 報告等に使う携帯電話代などの旅行雑費については、実態として、これまでは日当でまかっていたということになるが、今年4月以降、日当についてはほぼ支給されなくなっていることから、今後、日当の構成についての考え方も整理したい。また、駐車料金や高速料金についても検討している。
- ヨ 平成19年3月及び同年12月の人事課長通知については、当面の措置として発したものであり、調整が整った時点で職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号。以下「旅費支給規程」という。）を改正したい。
- タ 相当多数の旅行で復命書がないもの、土地改良用務、畜産振興用務としか書いておらず旅行の内容が不明なもの、書類提出等の用務で本当に出張が必要だったのか疑わしいという請求人の指摘については、今後、可能な限り説明責任を果たせるよう指導を徹底したい。

## 第7 判断

旅費については、法第204条第1項で、旅行する職員に対して旅行中の費用を償うために支給する義務が規定され、また、同条第3項により旅費の額及び支給方法は条例で定めるべきこととされていることを受けて、本県では旅費条例が定められている。

そして、旅費条例第41条第1項において、旅費条例の規定による旅費を支給した場合に、大幅に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合は、旅費を減額調整することができることとなっている。この規定に基づく旅費支給規程第9条第1項において、公用車出張の交通費、自家用自動車等便乗出張の車賃や日当、親族の居宅等に宿泊する場合の宿泊料等、同項各号に定められている項目について減額調整することとなっている。

請求人が主張するところの旅費の二重支給、すなわち、通勤手当を受けている場合に、旅費条例第41条第1項の規定を適用した旅費の減額調整を行わなかったことについて検討する。通勤手当は、性格的には実費弁償に近いものの職員の通勤に要する経費を補助する手当として給与の一種であり、旅費とは別の性格を有するため、平成18年度以前は、旅費条例第41条第1項の解釈として、旅費を支給する際の調整対象とは考えられていなかったことが認められる。このことは、第6-2-(7)-ホに記載したとおり、平成18年度までの会計職員研修等において、旅費制度担当課等から各地方事務所の旅費担当職員に、旅費と通勤手当は調整対象としない旨指導されていたことから裏付けられる。

さらに、旅費と通勤手当の調整については、職員の勤務条件に関する事項であるので、これを変更するに当たっては、所要の調整を図るほか、地方公務員法第24条第5項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮する必要がある。旅費法に準拠して、旅費につき定額方式を採用している本県においても、これまで他県の動向を踏まえつつ調整し、検討を重ね、改善してきていることが認められる。

以上のことから、監査対象旅行に係る旅費の支出についての財務会計行為は、当時の旅費条例等の規定及び旅費制度担当課等の指導に従って行われた正当なものであり、また、当該条例等の規定及びその解釈や運用も違法又は不当と解する余地はない。

請求人の主張は、一般県民の視点から、旅費と通勤手当の調整を行うように改めるべきとの趣旨としては理解できるとしても、当該財務会計行為等に何らの違法又は不当は存しないのであるから、これを棄却する。

### 付言一知事に対する要望

旅費と通勤手当の調整を行っていなかった取扱いについては、社会通念に照らして適切さを欠いており、県民の理解を得難いものと認められた。

また、旅費と定期乗車券の調整の取扱いについては、平成16年頃から大崎合同庁舎の主な事務所では順次関係職員の自主的な申し合わせにより、統一的に交通費の辞退処理が行われ、旅費制度を指導する人事課への問い合わせや相談がなされていた。更に、近年他の地方公共団体において調整する動きが出ていたにも関わらず、検討に時間を要し対応が遅れたことは誠に遺憾である。

なお、この4月から運用が開始された新たな旅費システムにより、ほぼ実費に近い旅費支給となったものの、旅費の事務処理がかなり煩雑になったことも確認された。

加えて、職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）第12条第1項の規定で、出張が軽易なものである場合等は口頭復命のみで復命書の作成を省略することが認められているものの、復命書の未作成や旅行命令時の旅行内容欄記載の簡略化等から出張の目的や内容が旅費の支出関係書類からは具体的に分からないものも存在した。

以上のように、今回の監査の過程において、職員の出張旅費等に関して改善を要する点が認められたので、監査委員は知事に対して次のことを要望することとした。

- 1 交通費及び日当の減額調整措置が人事課長通知により行われているが、今回の制度改正を確実なものとするため、早期に旅費条例等において明文化を図ること。
- 2 今後とも、社会通念に適合した旅費制度とするよう努めること。  
なお、現在手計算処理となっている自家用自動車出張旅費と通勤手当の調整計算を早期に旅費システムに組み込むなど、制度変更に際しては、事務の効率化や簡素化にも留意して対応すること。
- 3 出張に際して、復命書等の作成や旅行命令時の旅行内容記載方法に留意するなど、可能な限り旅行の内容や用務を明らかにし、説明責任を果たすように努めること。